（地方防衛局総務部の所掌事務の特例）

第四条　地方防衛局総務部（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第四条に規定する事務のほか、平成三十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

（地方防衛局総務部総務課の所掌事務の特例）

第九条　地方防衛局総務部総務課（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第十条第一項各号に掲げる事務（東北防衛局、北関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の総務部総務課にあっては、同条第二項各号に掲げる事務）のほか、平成三十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十三号）の施行の日から施行する。

（地方防衛局総務部の所掌事務の特例）

第四条　地方防衛局総務部（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第四条に規定する事務のほか、平成三十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

（地方防衛局総務部総務課の所掌事務の特例）

第九条　地方防衛局総務部総務課（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第十条第一項各号に掲げる事務（東北防衛局、北関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の総務部総務課にあっては、同条第二項各号に掲げる事務）のほか、平成三十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―五（特別職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年四月十三日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―五―二〇

人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五（特別職）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宮内庁の特別職）	（宮内庁の特別職）
第二条　法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。	**第二条**　法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　東宮侍従長（一人）及び東宮侍従（七人）	六　東宮侍従長（一人）及び東宮侍従（六人）
七　東宮女官長（一人）及び東宮女官（六人）	七　東宮女官長（一人）及び東宮女官（五人）
八～十　（略）	八～十　（略）

附　則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月十三日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。
一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	一　［同上］

路線名	区間
［略］	
十三号	米沢市から山形県東置賜郡高畠町まで
	尾花沢市から新庄市まで
	湯沢市から横手市まで
［略］	
四十七号	宮城県宮城郡利府町から富谷市まで
	新庄市大字鳥越から同市大字本合海まで
［略］	

［二～四　略］

路線名	区間
［同上］	
十三号	米沢市から山形県東置賜郡高畠町まで
	湯沢市から横手市まで
［同上］	
四十七号	宮城県宮城郡利府町から同県黒川郡富谷町まで
［同上］	

［二～四　同上］

備考　表中「〃」の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年四月十五日から施行する。